# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 [令和4年1月19日開催 信託協会]

### 1. 感染拡大を受けた事業継続計画 (BCP) の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが求められる。
- 業務継続計画(BCP)等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務についてはしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。

### 2. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 〇 今般、2021年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を2021年11月5日に公表。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関する社内規 定について整備いただいている。他方で、金融庁の金融サービス利用者相談 室に寄せられた相談内容の中には、自筆困難者等からの代筆の依頼を拒否し た事例が見られる。
- 〇 現場職員への代読・代筆の規定等を浸透させるため、障がい者対応研修等の機会を通じて職員の対応力向上に努めていただきたい。また、顧客周知の 観点から、支店窓口において代読、代筆、筆談、手話対応を可能とする旨の 表示に努めていただきたい。
- また、2021 年 7 月から公共インフラとしての日本財団電話リレーサービス の電話リレーサービスが開始されたため、当該サービスの活用も検討いただきたい。

○ その他の項目においてもアンケート結果を参考にし、障がい者等の利便性 向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

### 3. 外貨建保険の共通 KPI について

- 〇 金融庁では、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者 の選択に一層貢献するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容 易にする観点から、外貨建保険について、投資信託の共通 KPI と同様の基準 で定義した2つの指標を1月18日に公表。
- 公表に当たっては、共通 KPI の実態をイメージしやすいよう、外貨建保険 を販売する主要な銀行等に対し、2021 年時点の数値の試算を依頼し、その結 果を分析してとりまとめたので、内容について 2 点紹介したい。
- 販売会社が、外貨建保険でどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかを示す「運用評価別顧客比率」については、6割程度の顧客の運用評価率がプラスであり、逆に4割程度の顧客がマイナスであった。
- 銘柄ごとの手数料とリターンの関係を示す「銘柄別コスト・リターン」については、コストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向が見られた。その要因については、外貨建保険は、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど1年あたりリターンが高くなる傾向にある。加えて、契約期間が長いほど1年あたりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向がある。すなわち、契約期間の長短がこの関係に影響しているのではないかと考えられる。
- なお、本 KPI を公表する際には、
  - ・ 保険は死亡保障などの保障機能を有しているが、本 KPI にはこのような 機能が反映されていないこと
  - ・ 「銘柄別コスト・リターン」については、保険会社が販売代理店に支払 う代理店手数料率をコストと定義している一方、投資信託のコスト・リタ ーンについては、顧客が負担する販売手数料率及び信託報酬率をコストと していること

から、これのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではない点について、顧客に誤解を与えないよう留意願いたい。

○ 今後、外貨建保険を販売している金融事業者においては、自社の共通 KPI を公表することで、販売商品がどの程度リターンを生じているかの「見える 化」を進め、顧客本位の業務運営をさらに推進いただくことを期待。

## 4. REVICareer(レビキャリ)への登録について

- 〇 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 〇 地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリ)」)を、2021年10月1日より本格稼働させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行うもの。2022年1月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が閲覧できる機能をシステムに追加した。
- 〇 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超に該当する大企業は、レビキャリを利用可能。レビキャリに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただければ幸い。

### 5.「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 2021年11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、 1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始された。既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が 進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しており、各金融機関

においても、

- ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用する ことや、
- 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る 観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくこと

を検討するなど、本制度を活用していただきたい。

### 6. 金融庁の令和4年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和4年度の税制改正要望においては、
  - 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
  - 保険関係

等について要望を行った。

- 2021 年 12 月 10 日に公表された与党税制改正大綱においては、金融所得課税の一体化(損益通算範囲の拡大)が、昨年に引き続き「早期に検討する」と記載されたが、
  - ・ NISA 口座開設時のマイナンバーカード等の活用や税務手続きのデジタル 化、
  - 新型コロナに関する特別貸付けにおける印紙税の非課税措置の延長、
  - 日本版スクークに係る非課税措置の2年延長、

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

○ また、税制改正大綱における記載はないが、昨年夏に要望項目に掲げていた信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護)についても、今後明確化がなされることとなった。

### 7. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、2021年1月1日時点のデータによると、交付枚数は5,187万枚超、人口に対する割合は41%まで増加。カード普及に当たり様々な協力をいただいており、改めて感謝申し上げたい。
- 先般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定 検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の 新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになったことなど、カード 取得のメリットがさらに拡大した。
- 〇 また、政府としては、マイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント、一人当たり最大20,000円相当のポイントを付与することとしており、そのうち、カード新規取得者に対するポイント付与については、既に申込み可能である。
- さらに、運転免許証との一体化等といったカードの機能強化に向けた取組 みも進めていく予定であり、既に協力依頼は発出させていただいているが、 引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

### 8. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 〇 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意 見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる 仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織 を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格

に担保。

- 〇 設置以降 220 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共 有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届 出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケース など制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

#### 9. 2022 年の主要な国際動向について

≪サステナブル・ファイナンス≫

- 2022年のインドネシア議長下でのG20でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えばG20傘下のサステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)では、2023年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 加えて、民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合(GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、トランジションファイナンスと定義されるローンの具体的な内容について、その評価手法を含めた検討がなされると承知。
- また、気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、 G7議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、4月末には中国・昆明

で生物多様性に関するCOP15が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込みである。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂(Diversity and Inclusion)の向上に関する議論も高まっている。

○ こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

(以上)